

(保 167) (地Ⅱ171)  
平成 29 年 12 月 14 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本 純一  
松本 吉郎

石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度等の周知について

石綿関連による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度等の周知に関しましては、平成 24 年 9 月 21 日付 (保 137) にてご連絡させていただいているところであります。

今般、環境省により「アスベスト(石綿)が原因の肺がんの患者の方(別添資料 5)」向けのリーフレットが新たに作成されましたのでご連絡申し上げます。(別添資料 3、4 は再周知資料となります)

「アスベスト(石綿)が原因の「肺がん」の患者の方(リーフレット)」につきましては、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書(平成 28 年 12 月)においても石綿による肺がんの周知の必要性について触れられていることから新たに作成されたものであります。

当該リーフレット一式につきましては、厚生労働省補償課より、労災指定医療機関宛に直接配布することとなりますのでご周知おきいただきますようお願い申し上げます。なお、当該パンフレットのお問い合わせにつきましては、各リーフレットに記載のある窓口(連絡先)にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

1. 石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度等の周知について(平 29. 12. 12 厚生労働省労働基準局補償課長)
2. 石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度等の周知について(平 29. 12. 12 環境省環境保健部石綿被害対策室長)
3. 「アスベスト(石綿)が原因かもしれません」(リーフレット)
4. 「石綿ばく露歴などのチェック表」(リーフレット)
5. 「アスベスト(石綿)が原因の「肺がん」の患者の方」(リーフレット)

基補発 1212 第 1 号

平成 29 年 12 月 12 日

公益社団法人日本医師会

常任理事 松本 純一 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

( 公 印 省 略 )

石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済  
制度等の周知について

平素より、石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度の  
推進について、ご配慮いただき御礼申し上げます。

厚生労働省においては、従前より、医療機関、事業場等を通じた労災補償制度等の周知  
を行っているところです。

今般、医療機関を通じた労働者及びそのご家族等へのより一層の周知を図るべく、改め  
て労災保険指定医療機関に対して、別添のリーフレット等を送付の上、制度周知の協力を  
依頼させていただくこととしました。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する本依頼への協力につきまして、  
特段の御配慮をお願いいたします。

環企発第1712127号

平成29年12月12日

公益社団法人日本医師会

常任理事 松本 吉郎 殿

環境省環境保健部

石綿健康被害対策室長

(公印省略)

石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済  
制度等の周知について

平素より、石綿関連疾患による疾病に関する労災補償制度及び石綿健康被害救済制度の推進について、ご配慮いただき御礼申し上げます。

環境省においては、従前より、医療機関、自治体等を通じた石綿健康被害救済制度等の周知を行っているところです。

今般、労働者及びそのご家族、また医療関係者へより一層の周知を図るべく、改めて労災保険指定医療機関に対して、別添のリーフレット等を送付の上、制度周知の協力について依頼させていただくこととしました。なお、環境省より、石綿に関連した肺がんも石綿健康被害救済制度の対象疾患であることを周知するリーフレットを新たに追加させていただいております。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する本依頼への協力につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

その病気、その症状は

アスベスト

# 石綿が原因 かもしれませんか

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで  
亡くなられた方はいませんか？

**息切れ**、**胸が苦しい**などの  
症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を  
受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

# ◆ 石綿（アスベスト）による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿製品を取り扱う仕事（例：建設業など）をしたことのある方や、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方などは、石綿を吸い込んだ可能性があります。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。（例えば、中皮腫の場合、その多くが40年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。）



# ◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者※または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

## 労災保険制度による「労災保険給付」

または

## 石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

（労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合）

を受けられる場合があります。

→ [お近くの労働基準監督署または都道府県労働局](#)にご相談ください。

（連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ）



## 石綿健康被害救済制度

### による「救済給付」

を受けられる場合があります。

→ [\(独\)環境再生保全機構](#)にご相談ください。

アスベスト  
石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい  
電話 0120-389-931



★ 各給付の詳細内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

# ◆ 各制度の概要 (一覽)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	平成28年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事をしていなかったかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	などを行う場合	●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていた などの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注) (年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金(原則240万円/年) または ・特別遺族一時金(1200万円)	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注)(280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限:平成34年3月27日
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆ 各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 アズベスト 石綿救済相談ダイヤル ERCA さあはやく きゅうさい 電話無料 0120-389-931
詳しくは、裏面をご覧ください。			

(\*) 平成23年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

# ◆ お問い合わせ先一覧

## 労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について

《 お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 》

監督署

検索

(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局労働基準部労災補償課					
北海道	011(709)2311	石川	076(265)4426	岡山	086(225)2019
青森	017(734)4115	福井	0776(22)2656	広島	082(221)9245
岩手	019(604)3009	山梨	055(225)2856	山口	083(995)0374
宮城	022(299)8843	長野	026(223)0556	徳島	088(652)9144
秋田	018(883)4275	岐阜	058(245)8105	香川	087(811)8921
山形	023(624)8227	静岡	054(254)6369	愛媛	089(935)5206
福島	024(536)4605	愛知	052(855)2147	高知	088(885)6025
茨城	029(224)6217	三重	059(226)2109	福岡	092(411)4799
栃木	028(634)9118	滋賀	077(522)6630	佐賀	0952(32)7193
群馬	027(896)4738	京都	075(241)3217	長崎	095(801)0034
埼玉	048(600)6207	大阪	06(6949)6507	熊本	096(355)3183
千葉	043(221)4313	兵庫	078(367)9155	大分	097(536)3214
東京	03(3512)1617	奈良	0742(32)0207	宮崎	0985(38)8837
神奈川	045(211)7355	和歌山	073(488)1153	鹿児島	099(223)8280
新潟	025(288)3506	鳥取	0857(29)1706	沖縄	098(868)3559
富山	076(432)2739	島根	0852(31)1159		

《 厚生労働省のホームページ 》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。  
(労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。)

《 労災保険相談ダイヤル 》 0570-006031 / 受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります(全国一律料金)。

## 救済給付(石綿健康被害救済制度)について

《 独立行政法人 環境再生保全機構(ERCA) 》

アスベスト

石綿救済相談ダイヤル

電話  
無料

0120-389-931

(ホームページ) <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

さあはやく

きゅうさい

受付時間 9:30 ~ 17:30

土・日・祝・年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く



《 環境省 地方環境事務所 》

(ホームページ) <http://www.env.go.jp/region/>

石綿 救済

検索

- 北海道地方環境事務所(札幌市) 011-299-1952
- 東北地方環境事務所(仙台市) 022-722-2873
- 関東地方環境事務所(さいたま市) 048-600-0815
- 新潟事務所(新潟市) 025-280-9560
- 中部地方環境事務所(名古屋市) 052-955-2134
- 近畿地方環境事務所(大阪市) 06-4792-0703
- 中国四国地方環境事務所(岡山市) 086-223-1581
- 高松事務所(高松市) 087-811-7240
- 広島事務所(広島市) 082-511-0006
- 九州地方環境事務所(熊本市) 096-322-2411
- 福岡事務所(福岡市) 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。

中皮腫、原発性肺がんなどの  
石綿関連疾患の疑いのある患者さん  
をご担当されている医師の方へ

## 石綿ばく露歴などのチェック表

- 労働者として石綿にさらされる業務に従事したことが原因で中皮腫、原発性肺がんなどの石綿関連疾患を発症したと認められる場合には、労災補償を受けることができます。

※ 石綿関連疾患については最終頁参照

- 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長いため、発症した疾病の原因が石綿であると気づかず、労災請求が行われぬおそれがあります。
- ご担当の患者さんが石綿にさらされる業務に従事していた場合やその可能性が疑われる場合には、このチェック表をご活用いただき、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続きを問い合わせることをお勧めしてください。

### ～ 石綿疾患労災請求指導料を算定できます ～

石綿関連疾患の診断と労災請求を促進するため、石綿関連疾患の診断を行い、問診で業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求をお勧めいただいた結果、患者さんが労災請求を行い、労災認定された際には、労災診療費として450点の算定が認められます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp>



整理番号：  
名前前：  
初診年月日： 年 月 日  
記事：

## I 学校を卒業してから現在に至るまでの職業歴

在学中のアルバイトや主たる仕事のほかに短時間の副業を行っていた場合には、それらも含めてできる限り聴取してください。

会社名	会社の所在地 (市町村)	業種	職種	仕事で 取り扱った 材料・設備	仕事に従事 した期間 (年月～年月)

※ 自営業の場合には、会社名の欄に自営と記入してください。

## Ⅱ 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務で石綿にさらされていた可能性があります。

- 建築物の補修または解体作業（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 石綿製品の製造工程における作業（例：石綿紡織製品、石綿スレートなどの石綿セメント製品、自動車のブレーキライニング、石綿フェルトなどの製造）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 断熱や保温のための被覆作業、その補修作業（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管への断熱材の巻きつけ、取りはがし」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 鉄鋼製の船舶や車両の補修、解体作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- スレート板などの難燃性の建築材料を切断するなどの加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 倉庫内などでの石綿原料・製品の袋詰め、または運搬作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 耐火建築物にかかわる鉄骨などへの石綿、石綿を含有する岩綿などの吹付け作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- タルクなどの取扱い作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 石綿鉱山またはその附属施設で行う石綿を含有する鉱石や岩石の採掘、搬出、粉碎、その他、石綿の精製に関連する作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 上記の作業が行われている場所の周辺などでの作業（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）

医師の所見

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/)

## Ⅲ 労災補償制度のご案内

### (1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- 疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）
- 賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- 遺族に対する補償（遺族補償給付）

### (2) 石綿による疾病の認定基準の概要

ア) 石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病です。

**石綿肺<sup>※</sup> 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚**

※ じん肺法に規定するじん肺管理区分が管理4に該当するもの、または石綿肺に合併したじん肺法施行規則に掲げる疾病

イ) このうち、中皮腫・肺がんについては、次に該当する場合に業務上の疾病として労災補償を受けることができます。

(ア) 中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、または精巣鞘膜の中皮腫）

- じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

(イ) 肺がん（原発性肺がん）

- じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- 胸部エックス線写真、胸部CT検査などにより胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合
- 広範囲の胸膜プラークの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- 石綿小体または石綿繊維について一定の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- 労災の認定要件を満たすびまん性胸膜肥厚を併発している場合
- 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事した場合

#### 石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造、または取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、こちらでも受け付けています。

**労災保険相談ダイヤル 0570-006031**（平日9:00~17:00）

※ ご利用には通話料がかかります。

医師、医療機関のみなさまへ

## アスベスト(石綿)が原因の「肺がん」の患者さんには、医療費等が支給されます

たとえば「原発性肺がん」であって広範囲の「胸膜プラーク」所見が確認できれば、石綿健康被害救済制度(労災保険等の対象とならない方向け)では、アスベストによる肺がんと認定されます。

認定されると、  
**医療費のほか、手当(約10万円/月)等**  
の給付が受けられます。

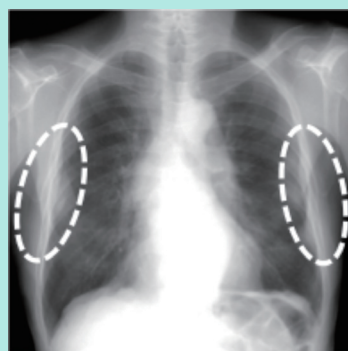
(裏面のその他の判定基準もご覧ください)

### Q1 「胸膜プラーク」 とは

アスベストが原因で胸壁側の胸膜などにできた限局した肥厚のことをいいます。



例1) 典型的石灰化胸膜プラーク



例2) 側胸部にみられる非石灰化胸膜プラーク

### Q2 「胸膜プラーク」所見が広範囲にあるとは

- 1 胸部正面エックス線写真により、胸膜プラークと判断できる明らかな陰影(その陰影が胸部CT画像でも胸膜プラークと確認できる)

あるいは

- 2 胸部CT写真で、左右いずれか一側の胸壁内側に4分の1以上の胸膜プラーク所見

詳しくは、環境再生保全機構の石綿救済相談ダイヤルをご案内ください。

さあ はやく きゅうさい



**0120-389-931**

受付  
時間

**9:30~17:30**

(土・日・祝日・年末年始を除く)

## その他のアスベストが原因の「肺がん」の判定基準

「原発性肺がん」であってA・Bのいずれかの場合にも認定されます。

**A** 胸膜プラーク所見があること  
(胸部エックス線検査または胸部CT検査) **+** 胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見<sup>※1</sup>があり、胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること

**B** 石綿小体または石綿繊維の所見があること(以下のいずれかの場合)

- 乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
- 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 $\mu$ m超)
- 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 $\mu$ m超)
- 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体
- 肺組織切片中の石綿小体<sup>※2</sup>

※1 両肺野に不整形陰影が少数あり、大陰影がないもの。

※2 複数の肺組織切片を作製した場合には、そのいずれにも石綿小体が認められる必要があります。

次のようなアスベストを取り扱う職業に関わった方などについては、以上の医学的所見の有無を再度ご確認ください。

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1 建築物の補修、解体、石綿などの吹き付け | 6 ブレーキライニングなど摩擦材の製造                          |
| 2 断熱や保温のための被覆作業、その補修  | 7 1～6の作業場の近くまたはアスベストが使われていた建物に出入り等していたことがある。 |
| 3 船舶、車両の製造、補修         | 8 家族に1～6の職業の者がいた。                            |
| 4 スレート板など建築材料の製造、切断   |  |
| 5 石綿紡織製品の製造、使用        |  |

認定基準の詳細は、環境再生保全機構発行のパンフレット「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願いします」をあわせてご確認ください。  
機構HP (<http://www.erca.go.jp/asbestos/>) からダウンロードいただけます。

既にお亡くなりになった患者さんについても、ご遺族の方から請求していただくことができます。